

【不利益処分基準】

所管所属	教育委員会 博物館
------	-----------

博物館からの退去命令

根拠条文 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例第7条第2項
教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

審査基準

- 1 不利益処分をする基準
次のいずれかに該当する者に対しては、博物館からの退去命令をすることができるものとする。
 - ・鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例第7条に規定された行為を行うおそれのある行為をするとき。
 - 第7条 博物館においては、次の行為をしてはならない。
 - (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 許可を受けないで博物館資料を模写し、又は撮影すること。
 - (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (4) 許可を受けないで物品を販売すること。
 - (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為
 - 2. 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。
- 2 不利益処分の内容及び程度
 - (1) 内容 展示室からの退去
 - (2) 程度 展示室での観覧中からの退去